

別紙1

審 0807-M0003 号
2008年7月10日

関係各位

(財)日本サッカー協会審判委員会
委員長 松崎康弘

競技者の用具（装身具）の着用について

競技者が指輪やブレスレットなどの装身具着用時の対応は、(財)日本サッカー協会傘下の試合において、下記のとおりとします。

記

1. 着用禁止装身具等

ネックレス、指輪、イヤリング、ピアス、ミサンガなど皮革やゴムでできたバンド等、プレーに不必要なすべての装身具の着用は、認められない。

装身具をテープで覆うことは認められない。

髪をとめるヘアピン等、負傷を誘発するものの着用は、認められない。他方、髪を束ねるためのヘアーバンドは原則認められるが、主審が材質、長さ、幅を確認し、安全でないと判断した場合、着用は認められない。

2. 用具の検査

競技者については試合前に、交代要員については交代時に、装身具が外されているかどうか必ず検査される。

* 審判員は、競技者の用具検査を的確に実施しなければならない。

装身具着用が確認された場合、審判員によって取り外すよう指示される。

装身具着用がない場合、また取り外された場合、試合への参加が承認される。

3. 試合中に競技者の装身具着用が発見された場合の対応

主審は、次に競技が停止されるのを待つ。

その競技者は警告され、イエローカードが示される。

その競技者は、装身具を取り外すため、フィールドから出るように指示される。

装身具が取り外されたことが確認されたならば、ボールがアウトオブプレー中に復帰が認められる。

4. 「審判員のための追加的指示およびガイドライン」との関係

この対応は、「審判員のための追加的指示およびガイドライン「審判員への追加的指示およびガイドライン（2008/09 年版からは、“競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン”へと変更）」に示されたものとは異なる。しかし、装身具着用禁止が日本において十分に定着したことや既にJリーグが 2005 年シーズンからこの対応を行い大きな問題も発生していないことから、日本協会傘下のすべての試合（地域、都道府県を含む）において、この方法により対応する。

5. 過去の通達

2006 年 2 月 1 日付け（財）日本サッカー協会審判委員会発信「装身具着用の禁止（通達）—競技者の安全のために—」の対応を廃止する。

以上

<参考>

審判員のための追加的指示およびガイドライン

第4条 競技者の用具

懲戒の罰則

競技者は試合開始前に、交代要員はフィールドに入る前に検査される。プレー中に認められていない衣服や装身具を競技者が着用しているのを発見した場合、主審は、

その競技者に問題となるものを外さなければならぬと伝える。

外すことができない、またはそれを拒んだ場合、次に競技が停止されたとき、フィールドから離れるよう命ずる。

競技者が拒んだ場合やそのものを外すよう言われたにもかかわらず再び身に付けていることが発見された場合、競技者を警告する。

競技者を警告するためにプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールがあった場所から行われる間接フリーキックが相手チームに与えられる。

* 日本協会の対応はアンダーライン部分の対応と異なり、身に付けていることが確認された場合、拒む、拒まないにかかわらず、その競技者は警告されることになる。